

## 議案第17号

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

### (提案理由)

組織改正に伴い、自立生活支援センターを廃止するほか、規定の整備をする必要がある  
ので、本案を提出いたします。

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

葛飾区障害者福祉センター条例（平成16年葛飾区条例第38号）の一部を次のように改正  
する。

第2条の表1の項を削り、同表2の項施設の種別の欄中「児童福祉法」の次に「（昭和  
22年法律第164号）」を加え、同項事業の欄中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2  
の2第6項」に、「特定相談支援事業」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支  
援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条  
第18項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）」に、「障害  
児相談支援事業」を「児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業」  
に、「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改め、同項を同表1の項とし、  
同表3の項を同表2の項とし、同表4の項中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改め、  
同項を同表3の項とし、同表5の項を同表4の項とする。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。